

靖国の原理主義と戦責問題（3）

－靖国神社A級戦犯合祀をめぐる思想史的分析－

裴 富吉

A Study on Yasukuni Fundamentalism and War Responsibility ;
The Historical Analysis about Class-A War Criminals who were
enshrined together in Yasukuni Shrine (3)

BAE Boo-Gil

－もくじ－

- I 問題意識
- II 稲垣久和『靖国神社「解放」論』2006年
- III A級戦犯問題
- IV 天皇制の変遷
- V 富田メモ問題
- VI 昭和天皇の戦前 - 戦中 - 戦後 【以上, 前号まで】
- VII 昭和天皇・平成天皇 - A級戦犯 - 靖国神社
 - a) 「天皇の気持」
 - b) 毎日新聞「靖国」取材班『靖国戦後秘史－A級戦犯を合祀した男－』2007年8月15日
 - c) 「国際問題としての靖国神社」
 - d) 「国内問題としての靖国神社」
 - e) 「天皇制と陵墓問題」 【以上, 本号】
- VIII 天皇制の将来
 - a) 「国家神道としての靖国神社」
 - b) 「日米安保条約下の靖国神社」
 - c) 「靖国神社宗教・非宗教論」

お断わり：本稿は、『中央学院大学 人間・自然論叢』第27号、2008年7月に掲載された論文を、PDF文書形式にととのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては、同上雑誌 [の頁] に依拠することを願います。

Ⅶ 昭和天皇・平成天皇 - A級戦犯 - 靖国神社

a) 「天皇の気持」

◎- 1 敗戦直後の昭和天皇

2006〔平成18〕年8月15日「終戦」記念日、靖国神社を公式に参拝した小泉首相の「政教一体」的な行動は、昭和天皇がいない現在でもあり、皇室関係者にはそれほど影響を与えるものとは思われない。「靖国神社と天皇家との関係」に対しても具体的に、なにかの影響があるとは思えない。平成天皇は今後においてもけっして、九段にはいかな^{きもち}い「決心」である。

1945〔昭和20〕年11月20日の靖国神社「臨時大招魂祭」に「行幸の昭和天皇」と紹介された写真が、別冊『歴史研究』神社シリーズ『靖国神社－創立百二十記念特集－』（新人物往来社、平成1年、28頁）に載せられている。「1945年11月20日 靖国神社天皇参拝」＝「行幸」における天皇の服装は、勲章をたくさん着用した軍服姿である¹⁾。

実は、この写真は出典をまちがえて指示したものと思われる。前掲の『靖国神社－創立百二十記念特集－』1989年巻末に掲載された資料関係ではわかりえない点なのだが、高橋 紘『象徴天皇と皇室－あるべき天皇像とは－』2000年の巻末「付録1 戦後天皇制年表」には、つぎのような項目が記されており、そのまちがいの事由を教えている。以下、行論上の必要に応じ、関連する出来事を最小限、任意に選択しておく²⁾。

- 1945年 8月30日 マッカーサー元帥，厚木到着
- 9月10日 米連邦議会，天皇を裁判にかけをを求める共同決議案（否決）
- 11月7日 軍服に代わる天皇服を制定
- 11月12日 天皇，終戦奉告で伊勢神宮参拝
- 11月20日 靖国神社臨時大招魂式，天皇参拝
- 1946年 1月1日 天皇，年頭詔書で「人間宣言」
- 2月2日 国家神道としての神社神道廃止
- 2月19日 天皇，神奈川県を視察，戦後の「巡幸」の始まり
- 3月18日 寺崎御用掛らによる聞き取り（～4月8日「昭和天皇独白録」として1990年文藝春秋に発表）
- 11月5日 幣原内閣，「戦争責任に関する件」閣議決定，天皇に責任なしとする

筆者は、以上のうち1945年11月7日に「軍服に代わる天皇服を制定」とあることから、前記の同年11月20日において、裕仁天皇が軍服を着用して靖国神社に参拝にいったのかという疑問を抱いた。それと同時に、写真に写っている鳥居などの風景がはたして、「靖国

1) 別冊『歴史研究』神社シリーズ『靖国神社－創立百二十記念特集－』新人物往来社，平成1年，28頁。

2) 竹内栄治監修，日本国憲法・検証 1945-2000年 資料と論点 第2巻，高橋 紘『象徴天皇と皇室－あるべき天皇像－』小学館，2000年，296-297頁。

神社」境内のものなのかについても疑念を抱いた。

小森陽一『天皇の玉音放送』2003年は、1945年11月19日^(ママ)に靖国神社で臨時大招魂祭が執りおこなわれ、その翌日20日、昭和天皇はこの日のために新しく「調製」した大元帥服ではない「天皇服」を着て、「最後の公式参拝」をした理由を、こう記述している。

当時、1945年12月1日に陸海両軍が解散される予定があり、12月15日には「国家神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止」を銘じる「神道指令」が出されてもいる。したがって、それ以前の11月20日であれば、大元帥であり祭司でもある裕仁天皇が、太平洋〔大東亜〕戦争の戦没者を「靖国」の「英霊」として合祀することができた。

その最後の段階まで現人神だった裕仁天皇の公式参拝は、明治以後の日本による侵略戦争の担い手として死んだ者の「霊」を靖国神社において慰霊することで、国家にからめとることができた。侵略した地域で死者たちがどのような加害行為をおこなったかは、いっさい問われることなかった。その死者をも含むかたちで遂行された侵略戦争の責任は免責され、ただ「御国」のために死んだ「英霊」として神格化された³⁾。

明治、大正の天皇に比べて、昭和天皇の靖国神社への「親拝」回数は圧倒的に多い。それは彼がまさに、戦争の時代を生きた「戦争の最高責任者大元帥」であると同時に、戦死者を「合祀」する靖国神社の祭司としての「天子」だったからである⁴⁾。

1945年11月12日に天皇が「終戦奉告」のための伊勢神宮を参拝するに当たっては事前に、マッカーサー司令部の許可をもらっていた⁵⁾。伊勢神宮からさらに京都にいった天皇は、「神武天皇畝傍御陵」に親拝し、その日のうちに「明治天皇桃山御陵」にも親拝し、終戦を奉告している。いわばみずからの「巡幸」をとおして、あらためて「国体」の論理、すなわち「大日本帝国憲法」第1条の「大日本帝国八万世一系ノ天皇コレヲ統治ス」という言説を、実体的に可視化して国民にみせていった⁶⁾。

1946〔昭和21〕年1月25日、GHQ/SCAP総司令官マッカーサーは、本国の参謀総長に対して、天皇を戦犯とする証拠はない、また日本占領をうまくやっていくためにも、天皇を戦犯とすべきではないと報告していた⁷⁾。

1945年9月～1946年11月における天皇の立場は、「戦犯」訴追の危機をまぬがれ、アメリカ世論やほかの連合国を顧慮しつつ、国家の象徴と国民の象徴の使いわけ、憲法への明文化 - 表現、ヒロヒト個人の「退位論」「摂政論」、^{パフォーマンス}「人間宣言」や「巡幸」の演 技へと連なっていった⁸⁾。

敗戦後、昭和天皇による巡幸^{パフォーマンス}「演 技」についてのくわしい解明は、坂本孝治郎『象

3) 小森陽一『天皇の玉音放送』五月書房、2003年、143-145頁。引用中下線を付した「祭司」は原文では「祭祀」とあるが、文脈から判断して「祭司」に替えた。

4) 同書、143頁。同上。

5) 黒田勝弘・畑 好秀編『昭和天皇語録』講談社、2004年、211頁。

6) 小森『天皇の玉音放送』143頁。

7) 井上 清『井上 清史論集4 天皇の戦争責任』岩波書店、2004年、277頁。

8) 加藤哲郎『象徴天皇制の起源－アメリカの心理戦「日本計画」－』平凡社、2005年、226頁。

徴天皇制へのパフォーマンス－昭和期の天皇行幸の変遷－』（山川出版社、1989年）などもあるが、ここではその1例に論及しておく。

長野県南佐久郡大日向村は、1937〔昭和12〕年7月より1940〔昭和15〕年3月まで、「満州農業移民」として「分村移民」643名を送出した。1945〔昭和20〕年8月9日ソ連が参戦する。敗戦以降、日本に生存して帰国できたのは、1946〔昭和21〕年9月、257名だけであった。しかし、彼らは日本の母村にとどまれる者は少なく、残り的人々は1947〔昭和22〕年2月と4月、近郊に入植し、ここに本当の開拓がはじまった。そして、同年10月7日、昭和天皇がその入植地のひとつとなった軽井沢大日向を訪れ、開拓民たちは感涙にむせんだという⁹⁾。

1948〔昭和23〕年11月12日に極東国際軍事裁判（東京裁判）が下した判決を、昭和天皇も受け入れ、自分の代わりにA級戦犯となって死刑を執行された東條英機など14名に、戦後日本における「自分の運命」を定める役割をはたさせていた。

1978〔昭和53〕年10月17日、A級戦犯が靖国神社に合祀された。裕仁天皇はその後、参拝にいき、「彼らを〈祭神〉として拝礼する」わけにはいかなかった。

靖国神社はそもそも、戦前とかわらず戦後においても「天皇の裁可によって存立する神社」＝天皇の神社である。靖国神社の祭祀には、天皇自身による「御親拝」か、宮内庁からの「勅使」の参向のどちらかが、必ずある¹⁰⁾。しかも、靖国神社の祭祀の基準は不明確であり、厳密さも欠いていて、雑多である。だからこそ、すべての基準を「聖慮」に求めるしかなかった。この聖慮は自衛官合祀違憲訴訟のときも、引きあいに出された。天皇、とくに明治天皇は靖国の神々を統御し、支配する機能をもつ¹¹⁾。

明治天皇以後のそうした歴史的由来を有する靖国神社をめぐって、昭和天皇自身にからみつくほかない「敗戦直後における出来事＝複雑な事情」、「東條英機ら14名のA級戦犯合祀」の問題が生起させられたのである。それ以降における靖国神社は、昭和天皇にとって「心穏やかではいられない施設」になっていた。

東京裁判の法廷に出むかなくても済んで免罪された裕仁天皇の僥倖は、占領軍が『「日本」および「天皇自身」』としくんだ国際政治的な取引〔＝戦後処理的な駆け引き〕の結果であった。そこには、「昭和天皇の独白録」などでは語られなかった、また別の「彼の履歴」^{history}が隠されている。

前述にも言及のあった一点だが、最近の研究によれば、東京裁判の判決時もしくはサンフランシスコ講和条約の発効時に、天皇がみずからの責任を認める「謝罪詔勅」のようなものを日本国民に公表する構想があったにもかかわらず、それが実現しなかったことが確認されている¹²⁾。

9) 山田昭次『植民地支配・戦争・戦後の責任－朝鮮・中国への視点の模索－』創史社、2005年、178-179頁、193-194頁。

10) 前掲『靖国神社－創立百二十記念特集－』参照。

11) 重信幸彦・福岡裕爾編、田中丸勝彦『さまよえる英霊たち』柏書房、2002年、83頁。

12) 吉田 裕『日本人の戦争観－戦後史のなかの変容－』岩波書店、2005年、54頁。加藤恭子『昭和天皇「謝罪詔勅草稿」の発見』文藝春秋、2003年も参照。

◎-2 昭和天皇にとってのA級戦犯合祀

1978〔昭和53〕年10月17日、靖国神社の宮司松平永芳は、「東京裁判史観を否定しないかぎり、日本の精神復興はできない」と考える立場より、A級戦犯を靖国神社に合祀した。しかし、昭和天皇は、松平のその措置に対して、「親の心子知らずと知っている」と側近にもらすかたちで猛反発していた（本稿（2））で既述、日本経済新聞が2006年7月20日に入手した元宮内庁長官「富田朝彦のメモ」を報道）。

なぜ、昭和天皇はA級戦犯の合祀を嫌ったのか。松平のその行為は、東京裁判を肯定してこそ、いいかえればA級戦犯の刑死を代償にしてこそ、敗戦後における天皇「立憲君主制から国民象徴制の移行」も円滑になされ、「天皇家：天皇と天皇制」も事後に維持・存続できたという経緯¹³⁾を、頭ごなしに否定する状況を意味した。すなわち、靖国神社宮司松平永司によるA級戦犯合祀は、裕仁天皇にまつわる「戦中 - 〈敗戦 - 戦後〉」の精神心理史全体をまったく理解しないで、「不完全ながらも戦後の国際ルールの礎となった」¹³⁾といわれる「東京裁判の不完全性」、「裕仁天皇の気持」に刻みこまれた「永遠に癒えない古傷」を、戦後23年も経過した時点であえて引っかきまわす行為であった。

天皇は、祭祀大権をもち、みずからの祭祀によって皇祖神と一体化し、現人神としての神徳を示すものとされた。「臣民」の祭祀は、神意を奉戴し、天皇による皇祖神への奉仕に帰一することが目的とされた。あらゆる祭祀が、天皇の祭祀に帰一し包摂されるという構造で、国家神道の祭祀は、政治の次元における天皇の統治を、宗教の次元において表現していた¹⁴⁾。

敗戦から3年め、〈A級戦犯〉に指定され東京裁判（極東国際軍事裁判）で裁かれた東條英機ら7名に〈死刑が執行〉された。そして20年が経つと、そのA級戦犯を靖国神社宮司の松平永芳が勝手に合祀するという行為がなされた。昭和天皇にとってそうした松平永芳の行為は、どうしても許容できないものとして、自身の記憶に強く残った。

国家神道の信仰・教義は、「天皇の統治」による構造と機能を、「宗教の次元において」「あらゆる祭祀」が「天皇の祭祀に帰一し包摂される」と決めていた。昭和天皇はそうした神国のしくみを、本当に信じてきた。だが、敗戦後に制定された新憲法は、「政治の次元における天皇の統治」権を除去した。だから、裕仁天皇は「政治：A級戦犯絞首刑の執行」を拱手傍観させられ、「宗教：A級戦犯合祀の問題」も切歯扼腕してみずごすほかなく、口出しもできなかった。

昭和天皇は、戦後体制に自分を適応させるために非常な努力を強いられた。「A級戦犯の靖国合祀」は、裕仁天皇に靖国参拝に「いけなくする」きっかけを提供した事件である。

「天皇の統治」権の拠点はずでに実質的にほとんど解体させられており、その残る少ない部分さえ奪いさるような行為が「A級戦犯の靖国合祀」であった。天皇の怒りは並々ならぬものであったと推察される。

保阪正康『「靖国」という悩みー昭和史の大河を往くー』（毎日新聞社、2007年）は、「靖国

13) 『朝日新聞』2006年8月14日夕刊「ニッポン人脈記 戦争未完の裁き⑤ 東京裁判「キズある宝石」。

14) 村上重良『国家神道』岩波書店、1970年、145頁。

問題の本質を、昭和天皇の怒りの真意を、あの戦争の意味を、渾身の取材と考察で掘り起こす」著作だと宣伝され、裕仁の気持ちをこう分析している。

戦後の空間のなかで旧軍人やA級戦犯の復権を企図するグループは、厚生省引揚援護局に入りこんでいた旧軍人グループ、靖国神社側の総代会のメンバー〔たとえばそこにはA級戦犯だった賀屋興宣などがそうなのだが〕、それに松平永芳宮司という人脈などが重なりあっていた。東條内閣の青木一男大東亜相の、合祀を認めるべきという声も大きかったといわれている。これらの人脈のなかで、A級戦犯の合祀が決まっていたといっている。戦没者を祭神と決定する中枢に入りこんで、自らの思想にもとづいて好き勝手をした、とも分析できる。そのことをもっともしていたのは実は、昭和天皇その人であり、そこに含まれている旧軍賛美の体質に明確に不快感をしめしていたといえる¹⁵⁾。

靖国神社の宮司が筑波藤麿から松平永芳に替わり、A級戦犯14名を合祀することによって、「戦後」という時代空間のなかに、半ば強引に「戦前の価値観」をもぐりこませるといふ暴挙を働いた。これは暴挙というより、明治天皇が創建した靖国神社（当初は東京招魂社）に昭和天皇が参拝にいかなくなる、つまり、表面的にはその存在を無視せざるをえなくさせたというかたちを生んでしまった、まさに不忠の行為ということにさえなった。既出の富田メモから汲みとるべき天皇の「怒り」は、A級戦犯14名が合祀されたことにあるにしても、さらに富田メモによるなら、松岡洋右・白鳥敏夫など三国同盟に傾斜して、米英と対立状態をつくりあげた外交責任者への怒りが強いことも挙げられる¹⁶⁾。

保阪はこう推理してもいる。昭和「天皇は、松平永芳への批判をしばしば口にしていたということにもなる」¹⁷⁾。

朝日新聞社編『入江相政日記 全6巻』（朝日新聞社、1990 - 1991年）は、それでも松平永芳が、皇太子（浩宮）に靖国参拝を「お願いできないか」といった趣旨の記述を残している。現天皇明仁が一度も靖国神社へいっていない事実も考えあわせると、靖国がわの考えがはっきりする¹⁸⁾。

◎- 3 靖国神社の国史的な役目

坪内祐三『靖国』（新潮社、平成13年）という著作は、こう述べている。「靖国神社の歴史は浅い」「いわば一種の新興宗教である」けれども、靖国神社の教義はきわめて合理的であり近代的である。ある種の人たちが考えているように、「非合理的で非近代的なものではない」。靖国神社のもつこの近代性こそが、西洋的な物と日本的な物を強引にまとめあげようとした近代日本の矛盾を直接に反映している¹⁹⁾。

そうであれば、明治政府の文明開花を描いた錦絵図にも表現されているように、「近代化・産業化」をめざした帝国日本の矛盾は、靖国神社にも現象していた。近代天皇制に根ざした靖国の矛盾は、日本の敗戦によって明確となった。戦後20年以上も経って起きたA

15) 保阪正康『「靖国」という悩みー昭和史の大河を往くー』毎日新聞社、2007年、38頁。

16) 同書、100-101頁、149頁。

17) 同書、151頁。

18) 神田秀一「皇室記者の見た富田元長官と『富田メモ』」『世界』2006年10月、56頁。

19) 坪内祐三『靖国』新潮社、平成13年、37頁。

級戦犯合祀は、その矛盾をさらに深化させた。

だから、「靖国に祭られている神は第2の神であり、氏神とは異なるのではないか」²⁰⁾という坪内の指摘は、宗教学・民俗学の知識で判断すれば、至当だとか妥当だとかいうよりも、常識的な理解にすぎない。神社神道で想定される氏神から隔離され超絶した「第2の神」が、しごく人間的な「靖国の神」である。「英霊」が祭神に祀られている祭壇〔靈璽簿の存在〕はあくまで、「生き神」が自身の利害のために設えた物的な機構である。そうした靖国神社の神霊的な構成関係は、A級戦犯の合祀によって攪乱されてからいまだに修復できていない。それ以後、昭和天皇・平成天皇ともに靖国に参拝していない理由は、そこに明らかなのである。

『季刊日本思想史』第71号（2007年8月）は、特集「『靖国』の問い方：戦後史再考」を編み、樋口浩造「日本ナショナリズム批判－帝国の時代の知の可能性として－」に、こう語らせている。

靖国神社が、首相の公式参拝をめぐって問題化するのには、1978年のA級戦犯合祀以後のことである。靖国神社がA級戦犯の合祀を決めたとき、昭和天皇ははっきりとした不快感を示したことが、近年証拠を伴って指摘されるようになってきた。事実、それ以前には靖国を何度も訪れていた昭和天皇が、78年の合祀の後、再び靖国を訪れることはなかった。このことが意味することは明白である。東條英機をはじめとするA級戦犯が戦争の責任をとり、一方で憲法1条によって天皇制の維持を可能にするという、天皇とマッカーサーとの一致した戦後プランが、靖国神社によって否定されてしまったのである。そして、この靖国神社の動きに対して、後に中曽根首相が公式参拝という形で呼応したことが、外交問題として浮上してきたのだ²¹⁾。

「本稿（2）」でも、すでになんとか言及したことである。いわば、敗戦後の政治過程におけるマッカーサーと裕仁天皇との私的談合のような闇取引は、天皇および天皇制を生き長らえさせたのである。

だから、昭和天皇と靖国神社との上 - 下関係において堅持されるべき、

- イ) 「靖国神社は、死んだ者たちを偉大な靈魂、『英霊』と称える。もとより亡くなった人々の怨魂を慰めること自体が問題ではない」点、
- ロ) 「その死を『英雄』の行為として神聖化することは、これからの死も、そうして神聖化されるのだと約束する行為でもある」点、
- ハ) 「靖国神社と遊就館が、戦争のために命を捧げた人々を『ひとえに』慰霊の意味で『称える』のだとしても、『称える』行為自体が肯定的な意味を与えるものである限り、それは結果的に戦争を『美化』することになってしまうのである」点

という3点²²⁾のうちとくに、最後の点を決定的に否定・破壊することを意味したのが、「A級戦犯」の靖国神社への合祀であった。

20) 同書、313頁。

21) 樋口浩造「日本ナショナリズム批判－帝国の時代の知の可能性として－」『季刊日本思想史』第71号、2007年8月、117頁。

22) 朴 裕河『和解のために－教科書・慰安婦・靖国・独島－』平凡社、2006年、137-138頁。

また、戦争の時代における昭和天皇は、二)「戦火のもとの、天皇と大元帥の2つの側面はさまざまな局面に現出する。和平を口にするのは天皇の顔であり、前線に勅語や賞詞を送るのは大元帥の顔なのである」²³⁾。つまり、この二)は、戦争の時代においては「1人の人間のなかに、政治的人格として2人の人間が共生している」²³⁾天皇の存在性を指摘している。昭和天皇にとっては、敗戦後に否定されていたはずの「大元帥」の立場において靖国神社に参拝し、祭祀者としての大役を果たす仕事は、なるべく密かに継続していきたい宗教的儀式であった。

ところが、A級戦犯の合祀は、天皇家の人間として靖国で果たすべき祭祀者のそうした役目を、できるかぎり「そっとしておいてほしかった」のに、わざわざ周囲の注目を呼びあつめる結果を来した。その意味において、「靖国神社の松平宮司」がA級戦犯を合祀したことは、昭和天皇の立場からすれば、きわめて「拙劣な行為」であった。

東京裁判（極東国際軍事裁判）は、前述のハ)のみならず、イ)ロ)や二)も曖昧に放置しながらも、「天皇の存在を棚上げし、その責任のすべてを東條英機に押しつけさせての決着」であった。しかも、それはとりわけ、「戦争の『美化』」という争点を、ひとまず「東條の道連れ」にさせていたから、いまさら、この「戦争の『美化』」を想起・彷彿させるほかない「A級戦犯の合祀」は、さきに故人となっていたマッカーサーはさておき、裕仁天皇にとっては、このマッカーサーとの戦後密約でもあった「戦責問題の棚上げ状態」を、いいかえれば「古傷を暴かれる事態」を意味した。

東京裁判は、昭和天皇の戦争責任を留保させておいた。それゆえ、よその国々にあるような「国立墓地とは決定的に異なる」性格、つまり「靖国神社みずからが人々を戦場へ送り出す役割をはたしたこと、そしてなによりも靖国の支持者が過去の戦争を積極的に肯定する点」²⁴⁾を、きちんと裁いてはいなかった。そのため「兵士の死に対して、国家と民族のための死という従来の意味を与えつづける限り、靖国参拝問題はその場所を変えたとしても解決されはしない」²⁵⁾という、靖国の決定的な問題も放置してきたのである。

昭和天皇はともかく、戦後も自分の地位が維持・存続されたので、以上のように残されたハ)の問題を十分承知のうえでかつ「黙認された形式で」、密かに靖国参拝をつづけることができた。しかし、A級戦犯の合祀は、戦前・戦中より既存・既定の事実だった「靖国は戦争のための神社」という性質を、あらためて国際社会に対してまで「公言する」靖国神社の宗教的態度を露出させてしまった。靖国神社の祭祀者である昭和天皇は、自身の立場においてこそ、「歴史的に固有・不可避であるそうした戦責問題」が蒸しかえされる危険を、いち早く感知できた賢明な理性の持ち主である。

したがって、「本稿（2）」でも触れたように、靖国神社が1978年にA級戦犯を合祀した事実**に強い不快感を抱いた昭和天皇は**、「だから私はあれ以来参拝していない。それが私の心だ」と当時の宮内庁長官、富田朝彦氏（故人）に打ちあけていた。この昭和天皇の

23) 三宅正樹編集代表、昭和史の軍部と政治団『第二次大戦と軍部独裁』第一法規出版、110頁。

24) 朴『和解のために』144-145頁。

25) 同書、154頁。

「心の問題」は、「戦責問題の棚上げ」そのものには直接触れえないかたちで表現されていた。彼の気持は、A級戦犯を合祀しなければ、「靖国＝戦争」神社の固有の秘儀がそのまま次代以降に隠密裏に継起させえなくてはならなかったのに、これがA級戦犯の合祀によって大きく揺らいでしまい、靖国参拝にもいけなくなった事実に向けられていたのである。

◎－4 靖国神社本来の特性

明治時代に入って創設された靖国神社や護国神社は、いわば「第1の神」を祭っている従来の神道神社とは、区別する必要がある。「むしろ国家神道を政府の神社政策として限定的に定義づけたうえで、それを天皇制国家を支えるイデオロギー装置の一部として位置づけなおす必要がある」²⁶⁾。靖国神社は、「戦死者という限定があるものの、不特定多数の、しかも一般の民衆を祭神としている神社は他に見られない」²⁷⁾特徴をもっている。

◆「国家による神話〔の収奪〕と祭祀の体系」……広義の国家神道。

◆「非宗教性の祭祀と〔いう面と同時に〕道徳論」……狭義の国家神道²⁸⁾。

靖国神社においては、「天皇がアラヒトガミとして、政治的権力者＝宗教的最高権威という崇拜対象となる」と同時に、その祭祀大権者でもある「天皇による祭政一致を求め、西洋諸国の侵略に対する防衛の道を探る」。この「基本的な構想は、明治以後の国体論にもそのまま反映することになった」。「一方でアマテラス－天皇の系譜に神話的基盤を置き、他方で欧米の進出の根幹を基督教に見て、それへの対抗として神道に拠りどころを求めるのは、まさしく明治になって完成する体制に他ならない」²⁹⁾。たとえば、「大嘗祭があたかも古代以来の『伝統』として近現代において語られるにもかかわらず、それが明治以降に記紀の世界を『復古』し解釈したものすぎない」³⁰⁾。

昭和27〔1952〕年に公刊された大宅壮一『実録・天皇記』（大和書房 2007年。鱒書房 昭和27年、角川書店 1975年、大宅壮一全集第23巻 蒼洋社 昭和57年）は、「9 天皇を利用する公家と武家」という章のなかで、日本の天皇－天皇制を、こう一刀両断している。

明治維新の変革は、一口にいうと、二百余年間日本を独占的に支配し経営してきた徳川コンツェルンの基礎がグラつきはじめたのを見てとった薩、長、土、肥その他有力な諸藩が、皇室という古いノレンのもとに結集し、結局薩、長の人的資本を中心に新しい合同会社を設立するにいたったものと見ていいだろう。これはよくある会社乗っ取りの一種であるが、徳川という商標をすてて、皇室というもっと古い商標で新しい経営形態に入ったところに、日本的な性格がよく現れている。そういう点で、日本の皇室というものは実に便利にできている。

はじめ有力な諸藩は、この古くから売り込んだ商標権を独占しようと狂奔した。かれらが天皇のことを“玉”と考え、「玉を奪う」とか「玉を抱く」とかいう言葉をしばし

26) 磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜－宗教・国家・神道－』岩波書店、2003年、99頁。

27) 末木文美土『日本宗教史』岩波書店、2006年、232頁。

28) 同書、186-187頁。

29) 同書、140頁、175頁、175-176頁。「 」内に引用。

30) 高木博志『近代天皇制と古都』岩波書店、2006年、200-201頁。

ば口にした。

日本の皇室においては、いかに“血”のリレーが重んじられたか、そのためいかにバカバカしい努力と浪費がなされてきたか、しかもそれがどのような悪結果をもたらしたか……。里子、すなわち庶民階級への委託によって、“神の御裔が御胤”が辛うじて断絶をまぬがれたというのは実に皮肉である。

この1点からいっても、この血の“リレー”が、いかに不合理で、いかに非人間的な方法で行われてきたかが了解されるであろう。だが、かつての日本人は、何人もこの事実には言及する自由をもたなかった。いや、しかし明治も初年においては、これに対してかなり大胆な発言がなされていたのである³¹⁾。

朝日新聞論説委員だった中野正志の著作『万世一系のまぼろし』（朝日新聞、2007年）は、「天皇の血筋は、とても『一系』とは言えない」と断わり、“天皇＝玉”についてこう述べる。明治政府の中核をになう大久保利通ら勤皇派の志士たちは、天皇を「玉」とよび、「玉を抱く」「玉を奪ふ」などの露骨な隠語で、天皇を権謀術策の手段としている。大久保は「非義の勅令は勅令にあらず」とまで決めつけている³²⁾。

天皇制は純粋に日本的な伝統であるかのように装われているけれども、真実は、列島に自生したものではなく、7世紀末から8世紀初頭の時期、それよりもはるかに古い時代から列島に存在していた伝統：古層の上に、中国舶載の文化：新層が接ぎ木されたところに形成されたものである。世俗の存在にして最高権威＝現御神・現人神という、天皇なる存在のきわだった特異な性質あるいは超越的絶対者の不在という天皇制的現象の本質は、けっして古層に属するものではなく、古層と新層との融合で歴史的に形成された新しいものであった³³⁾。

東京裁判の判決にしたがい処刑されたA級戦犯の遺骨・遺灰を返還してほしいと嘆願・要求した遺族らに対して、GHQ当局は当時、「日本側に戻すとすぐに神社をつくって英雄扱いするから困る」と神経質になっていた³⁴⁾。昭和天皇の気持をどのように付度するかはさておき、占領軍がわのその対応は、1978年にA級戦犯の合祀をひそかにおこなった松平永芳を典型とする「靖国神社関係者の宗教的な心情」の性格を、的確に把握していた。

b) 毎日新聞「靖国」取材班『靖国戦後秘史－A級戦犯を合祀した男－』2007年8月15日

2007年8月15日に公刊された毎日新聞「靖国」取材班『靖国戦後秘史－A級戦犯を合祀した男－』（毎日新聞社）は、「松平永芳によるA級戦犯合祀」の真相を解明した著作である。

松平永芳は1978年10月17日、A級戦犯を靖国神社に合祀した。しかし、この行為は、当時の世論や政治情勢、皇室の意向だけでなく、戦後の靖国神社のありかたと国家護持の展

31) 大宅壮一『実録・天皇記』大和書房、2007年、223頁、41頁。

32) 中野正志『万世一系のまぼろし』朝日新聞、2007年、144頁、140頁。

33) 水林 彪『天皇制史論－本質・起源・展開－』岩波書店、2006年、318頁。

34) 保阪正康『東條英機と天皇の時代』筑摩書房、2005年、677頁。

望、それと関連する合祀基準の条件・範囲に照らし、そもそも内在的な自己矛盾を抱えていた³⁵⁾。

1985年1月18日夜、東京神田錦町の学士会館で松平は、こう語った。

「生涯で意義あることをしたと私が自負できるのは、A級戦犯合祀である。現行憲法の否定はわれわれの願うところだが、その前に極東軍事裁判の根源をたたいてしまおうという意図のもとに、A級戦犯十四柱を新たに祭神とした」と。これは重大な告白であった。以前は、国の祭神名票にしたがい「淡々と祭祀事務を行った」と説明していたのに、実は、松平個人の歴史観を世に宣伝するために合祀した、と打ちあげたからである。A級戦犯の合祀は、宮司みずから宗教を政治に利用した行為であった。しかも、当時すでに神社界の大御所〔葦津珍彦〕が合祀の非理を糺し、靖国と神社界も「わだかまり」をもっていたことを無視する行為であった。

戦後史における靖国神社の推移・経緯を踏まえ、松平永芳が占領史否定の意図を貫徹するためには、くだんの3原則〔①靖国神社の名称、②鳥居・社殿などの施設、③神道指揮の儀式行事の3要素を維持・存続させ、いっさい触れてはならないとする〕に、「④皇室との親密なむすびつきを保つ」をくわえて、「4原則」にすべきだったといえなくもない。しかし、松平宮司時代（1978～1992年）に天皇参拝は途絶え、皇室とは疎遠になった。皇室との関係でいえば、その時代における靖国神社は、皮肉にもGHQが意図したとおりにかわっていった³⁶⁾。

毎日新聞「靖国」取材班『靖国戦後秘史－A級戦犯を合祀した男－』は、筆者「本稿（1）」で言及した「北白川合祀」が、靖国神社のタブーのひとつだったと明かしている。「北白川合祀」とは、筑波藤麿宮司の指揮により1959年10月4日、皇族である北白川能久親王とその孫の北白川永久王が合祀された事跡である³⁷⁾。

当時、2皇族の合祀は、「靖国神社は本年、北白川能久親王および永久王の2柱も合祀して宮様と臣民が同列に祭られることにもなった」と表現されてもいた。だが、いったん合祀基準を広げると、「基準外」の死者も合祀してもらえるのでは、という期待を際限なく呼びこみかねない。A級戦犯合祀も、そうした布石のうえに可能になったと考えられる。戦後、合祀基準が事実上なし崩しになっていったのは、国の管理をはなれたのが大きな原因かもしれない。だが、靖国神社の合祀基準は、そもそも明治の創建当初から政治情勢や権力の都合により曲折を重ねてきた³⁸⁾。

北白川家2名の合祀は、「皇族は遺族の要望で合祀されるのに、遺族が合祀を望まない場合はなぜ認められないのかという矛盾を露呈した」。「遺族が強く要望しているのに合祀が拒否されたケースもある」。つまり、「戦後の靖国神社が戦前と同様の合祀基準を堅持しているというのは『北白川合祀』の例一つ取っても事実ではない」。「靖国神社自身

35) 毎日新聞「靖国」取材班『靖国戦後秘史－A級戦犯を合祀した男－』毎日新聞社、2007年、162頁。

36) 同書、237頁〔158頁〕、215頁〔207頁〕。

37) 同書、169頁、168頁。

38) 同書、178-179頁。

も、合祀基準があいまいなことを認識している節がある。「まさしく『神道』に教義はない』(宗教学者)との言葉通り、建前と現実が乖離し、内在的な矛盾を拡大してきたのが戦後の靖国神社だった」³⁹⁾。

c) 「国際問題としての靖国神社」

『日本経済新聞』2006年8月16日「社説」は、「戦没英霊に哀悼と感謝の誠をささげるのは当然のことである。天皇や首相がわだかまりなく靖国神社を参拝できる環境整備に努めるのが政治家の責任である」⁴⁰⁾と主張した。だが、靖国参拝は、日本国内における宗教的な精神史の問題に限定されずに、国際政治史的な外交関係の領域でも議論されてきた戦争責任の問題である。だから、A級戦犯の合祀問題は、そうした歴史的な「19 - 20 - 21世紀の展望」を総体的に考慮するかたちをもって、天皇 - 天皇制の国内的な問題である以上に、国際的な視野においても検討されねばならない。

ここで、つぎのような比較対照を提示したい。

「裕仁天皇はA級戦犯の合祀に猛反発した」〔→本稿の主要な論点〕。

「1945年8月まで日本帝国の植民地支配および侵略戦争に苦しめられてきた東アジア諸国にとって、『日本の現職首相が、主要戦争犯罪人を〈神〉として祀る場所に参拝を行なうことは、やはり挑発的な行為である』〔小菅信子『戦後和解』2005年の見解〕」⁴¹⁾。

上記2項の関係からは一見したところ、「A級戦犯の合祀はまずい」という共通認識がえられるかもしれない。しかし、東アジア諸国の靖国問題に対する批判は、「A級戦犯も合祀する」ような靖国神社の「宗教的特性」に向けられている。靖国神社には、旧日本軍の将兵として戦死 - 戦病死、いわば戦没した朝鮮人や中国人〔台湾人〕も合祀されている。その数、朝鮮人20,636名、台湾出身者27,656名⁴²⁾とされている。彼らは、なにも好き好んで英霊になったのではなく、戦後に日本当局が勝手に決めたものを、靖国神社が受けて合祀した「外国人」たちである。

日本の侵略戦争に動員され、殺されたり戦病死した旧植民地出身者の遺族は、遺族援護法の対象から外されているにもかかわらず、死没した肉親の中には靖国神社の英霊とされ、合祀されている人たちがいる。また、日本の戦争責任を肩代わりさせられて刑死した朝鮮人・台湾人の「B・C級戦犯」の人たちも靖国神社の祭神になっている⁴³⁾。

戦後の推移のなかでは、当時の国際法を無視するかたちで拒絶・放擲された在日「外国人」、それも主に朝鮮人や台湾人の生活と権利は、敗戦直後、東久邇宮稔彦首相「1億総懺悔」が日本「国の再建の第一歩」と主張されたときとは打ってかわり、「外国籍」人あつかいされていった。

39) 同書、180頁、182頁、181頁、182頁。

40) 『日本経済新聞』2006年8月16日「〈社説〉ひとりよがりの小泉首相靖国参拝」。

41) 小菅信子『戦後和解』中央公論新社、2005年、194-195頁。

42) 合祀数は、国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』調査資料76-2、昭和51年5月、5頁による。

43) 田中伸尚『靖国の戦後史』岩波書店、2002年、40頁。

太平洋戦争中の日本では「進め1億火の玉だ!」と過激に、朝鮮人や台湾人も含めて、戦争への邁進が督励されていた。敗戦時の日本〔人〕の人口はおよそ7千2百万人であったから、これを1億人に満たすためには、朝鮮や台湾の植民地の人びとも足しておかねばならなかった。ところが、これらの植民地出身の人びと、それも日本に在住していた彼らは、戦後の日本社会から敵視・排外され差別・偏見を受ける少数民族集団となった。かつての「天子さまの赤子」にも、厳然たる等級のちがいがあった。

戦後の長期間、在日外国人の大多数を占めてきた定住外国人としての韓国・朝鮮人と中国〔台湾〕人は、実際のところ日本社会のなかでは不可視の少数集団たらしめられてきた。21世紀に入り、靖国問題を契機に東アジア諸国との政治 - 外交関係がかまびすしくなった段階でもなお、こういう記述がなされている。

思えば、日本は、戦後半世紀近く、「冷戦体制」という名の個室に引きこもっていた。

その間、日本は、植民地支配をした隣国に正面から向き合わずにすんだ。壁が取り払われた今、突然、隣人と間近に顔を合わせた困惑を、私たちは感じているのかもしれない⁴⁴⁾。

日本における韓流ブームは、NHKテレビで放送されたドラマ『冬のソナタ』（通称「冬ソナ」、主演ペ・ヨンジュン）を発端に、2003年末から始まったとされる。以前、日本と韓国は「近くて遠い国」同士だといわれてきたけれども、最近ではさまがわりした。しかし、日本社会のなかに半世紀以上も、3世 - 4世以上もの世代を経ながら定住してきている「在日」の韓国・朝鮮人は、それでもなお従来どおりであって、それほど眼中にはなかった。

日本社会における天皇制に照らしてみると、在日する人びとの歴史は実は、部落地域出身者 - アイヌ〔ウタリ〕民族 - 沖縄県人 - 女性 - 障害者などに対するような社会差別をとともに受けてきている、他民族由来の少数集団である。そして、現行の天皇制下における差別や偏見を完全に払拭するためにも、真正面よりとりくみ解決すべき不可避の課題のひとつでもある、在日韓国・朝鮮人の視座から天皇制を射抜く問題構成も可能なのである。

だが、国際関係として東アジア諸国である韓国や北朝鮮に目を向けるさい、足元からみついてほぐれることのなかった在日・定住外国人としての韓国 - 朝鮮人が、まともな検討課題にとりあげられることは少なかった。本稿の論究でいえばこの指摘は、いまではすでに相当の研究が蓄積されている『在日外国人論としての定住韓国・朝鮮人「論」』に対してではなく、日本の天皇制や靖国問題との関連において集中的に検討されるべき論点、すなわち「特別永住権を有する定住外国人としての韓国〔朝鮮〕人」を意味しているものである。筆者は在日2世の「韓国」籍人であるが、1932〔昭和7〕年に来日した父母から日本で生まれ育ってきたこの人間をつかまえて「特別に永住権」を与えているという法的地位^{りくつ}は、人間実在の哲学的把握からいっても、「虚構」意外のなにものでもない。

さて、「靖国神社の《戦前版》」そのものは、現在：戦後における天皇家 - 天皇制にとって、不要・無用の宗教精神である。保阪正康は「A級戦犯を合祀させた靖国神社は、天皇の参拝行為を断ち、その存在意義を喪失させた」と指摘するが、明治以降の日本帝国を代表してきた靖国神社がそのように「一度挫折した経験（敗戦）」を活かす方途は、どの

44) 『朝日新聞』2006年8月24日朝刊、「〈愛国を歩く 下〉日本への反発と好奇心と - 韓国 分断国家のナショナリズム -」。

ようにしたら切りひらくことができるのか、なお疑問がある。日本国憲法下においてはたして、「靖国神社」は必要な宗教法人なのか。戦前からつづくその宗教精神からの完全な決別が不可能だったからこそ、A級戦犯を合祀した宮司松平永芳の行為が起こされ、その後において問題が紛糾していく状況も生まれたのである。

靖国神社の宮司松平永芳は、「現在のまま」が最善とは思っておらず、国家による靖国神社護持、すなわち、靖国神社だけはほかの宗教・神社とは異なり、強い国家性を付与された神社であるとする前提を抱いている。松平は、靖国神社に対して国家が特別の敬意を払うとともに、国民が「英霊尊崇」の念を篤くし、末長く靖国神社のために尽力することは、宗教者もふくめてすべての日本にとって当然である、と考えた人物である⁴⁵⁾。

靖国神社の神社総代を務める所 功（京都産業大学教授）や「小泉首相の靖国参拝を歓迎する」という大原康男（國學院大学教授）などは、「東京裁判が勝者による一方的な不当な裁きである」⁴⁶⁾と主張する。しかし、天皇 - 天皇制を熱心に支持する「所や大原の基本姿勢」には反する方向で、昭和天皇も平成天皇もともに、なにゆえ、A級戦犯の合祀されている靖国への参拝を絶対的に忌避するのか、そこにはいかなる理由が控えているのか考えねばならない。

靖国神社の性格理解に関していえば、所や大原と裕仁・明仁とのあいだは、明確な径庭がある。「所や大原の望む靖国像」と「天皇2代のそれ」とは明らかに異なる。天皇尊崇を当然とする所や大原の神道観に関してはおのずと矛盾が湧いてくる。

高橋哲哉『靖国問題』（筑摩書房、2005年）は、靖国神社とA級戦犯の関連を、こう議論している。まず、議論の前提である。先述のように、東京裁判を「勝者の裁き」だとして拒否し、「A級戦犯」断罪も容認しないとする主張は、日本国家が敗戦から7年めにえた国際社会への復帰そのものを否定するものである。

つぎに、そのA級戦犯が分祀されたと仮定した話となる。その靖国神社に昭和天皇〔や平成天皇〕が参拝し、「英霊」たちを慰撫することになれば、A級戦犯に主要な戦争責任を集中させ、生 ^{スケープゴート} 贖にすることで裕仁天皇を免責し、圧倒的多数の一般国民も、みずからの戦争責任を不問に付してきた「東京裁判の構図」に瓜二つの様相を生む。

再言すれば、一方では、「大元帥」だった帝国陸海軍最高司令官「昭和天皇」の責任、そして「天皇制」の責任が問われずに免責され、他方では、有無をいわず戦争に動員され戦死した被害者なのだが、実際には、侵略行為に従事し加害者であった一般兵士の責任も問われずに終わっている。とりわけ、天皇の權威によって「天皇の神社」は、兵士の動員において決定的な役割をはたしていたのに、「戦争神社」：靖国神社としての戦争責任が問われていなかった⁴⁷⁾。

結局、戦後60年以上が過ぎたこの21世紀のはじめにあっても、A級、B・C級戦犯を、そしてなによりもいま生きている私たち〔日本人〕一人ひとりを批判・非難できる地点に、

45) 西川重則『天皇の神社「靖国」－有事法制下の靖国神社問題－増補版』梨の木舎、2000年、25-26頁。

46) 『朝日新聞』2006年8月16日夕刊参照。

47) 高橋哲哉『靖国問題』筑摩書房、2005年、69頁、78頁、79頁。

私たち〔日本〕はなお到達していない⁴⁸⁾。

2006年8月15日小泉首相の靖国参拝を、「靖国は海外で日本の侵略戦争と切りはなして考えられていないから、終戦記念日の首相参拝は、戦没者追悼のためだといっても、日本人全体が戦争責任に関して無神経だと思われるのも当然だろう」⁴⁹⁾と論評したのは、大貫恵美子（アメリカ・ウィスコンシン大学教授）である。この意見は、A級戦犯もB・C級戦犯も、そして、そのほか大多数である英霊として祀られている将兵たちも区別していない。

大日本帝国は、アジア-太平洋戦争〔15年戦争〕において勝利しなかった。しかし、敗戦後に出現してきた「天皇を頂点とする戦争責任の問題」は、日本人自身の手によって裁かれることがなく、東京裁判の裁きはそのかぎりでも有意義であった。敗戦直後は戦責問題の頂点にいたはずの天皇だった。だが、彼にとってその息苦しい状況の時期も間もなく終わり、従前どおり「雲上人」で居つづけることができた。あの「戦争の責任」を代わりにとってくれた東條英機らA級戦犯は、できれば触れたくもみたくもない存在と化した。

ところが、靖国神社の宮司預かりになっていた東條英機らA級戦犯合祀の問題は、1978年7月1日第6代宮司に松平永芳が就任するや、一気に片づくことになった。同年10月17日、A級戦犯は合祀された。ここに対照的なある光景が現出した。国家神道の見地でA級戦犯の合祀を実現させたり、これに共鳴・賛同したりする靖国関係者に比較するとき、なにか対照的に映る集団が天皇家の人間たちであった。天皇一家はあくまで、自分たちの私的な利害や感情を基盤にしなが、A級戦犯の合祀を観察していたのである。ただし「私的」とはといっても、敗戦直後における歴史の展開をみれば理解できるように、旧日本帝国から新日本国へという国家制度の変転を経ていった「国家の枠組」に制約されるものであった。

2007年3月29日の新聞各紙は一齐に、「国と靖国神社が一体で合祀進める－内部資料明らかに」（『朝日新聞』）、「靖国神社：A級戦犯合祀に絡む内密資料－国会図書館公表」（『毎日新聞』）、「靖国合祀、旧厚生省が積極関与…国会図書館が資料公開」（『読売新聞』）と報道した。インターネット版の毎日新聞よりその全文を引用する。

靖国神社へのA級戦犯合祀が決まるまでの神社側と旧厚生省との詳細なやり取りが〔2007年3月〕28日、国立国会図書館の公表資料で明らかになった。両者が昭和30年代から内密に検討を重ねていたことを示し「合祀決定とするが外部発表は避ける」（1969年）など生々しい記述が残されていた。戦後史の貴重な資料として注目されそうだ。

一連の資料は、神社が非公表の形で保管していたものを国会図書館に提供。小泉純一郎前首相の靖国参拝問題を契機に、国会議員らから過去の経緯に関する問い合わせが集中したため、同館が「新編靖国神社問題資料集」にまとめた。

資料集には808点掲載されており、このうち靖国神社提供は179点。戦前は旧陸海軍が管轄しており、当時の合祀の資格審査や手続きに関する初公開文書も含まれている。

公表資料によると、B・C級を含む戦犯の合祀の話し合いは、少なくとも1958（昭和33）

48) 村田邦夫『覇権システム下の「民主主義」論－何が「英霊」をうみだしたか－』御茶の水書房、2005年、〔あとがき〕317頁。〔 〕内補足は筆者。

49) (46) に同じ。

年4月から始まった。同年9月に神社社務所であった打ち合わせで、厚生省側は「全部同時に合祀することは種々困難」と指摘し「先づ外地刑死者（BC級）を目立たない範囲で（合祀するよう）諒承して欲しい」と要請していた。

〔19〕66年に同省は合祀の前提となる祭神名票（さいじんめいひょう）にA級戦犯も記載して神社に送付。その後は〔19〕78年の合祀まで神社内で保留状態とされていたが、この間の〔19〕69年には、双方が参加した検討会で「合祀可」の取り扱い決定をしたことが資料に記されていた。この検討会で外部発表を避けることも決められていた。ただ、合祀に慎重だったとされる当時の筑波藤麿宮司は、この検討会の参加者名簿にはなかった。

旧厚生省の担当部局は旧軍出身者が主導し、合祀に積極的だったとされ、一連の経緯はこれまでも関係者証言などで知られていたが、具体的資料で裏付けられた。靖国神社幹部は「靖国が勝手に合祀したのではないことが、はっきりするはず」としている⁵⁰⁾。

本稿もすでに参照した国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』調査資料76-2、昭和51年5月の新增版に相当するのが、今回国立国会図書館が2007年3月28日に公表した、このたびの資料集『新編靖国神社問題資料集』である。

この『新編靖国神社問題資料集』はあらためて、A級戦犯の合祀問題が天皇家の意思・意向そのものとは、別次元の問題性を有する歴史的な事実だったことを示唆している。A級戦犯の合祀問題は、「日本国政府⇔（天皇家）⇔靖国神社」という三角関係を踏まえ、その相互の要因が独立変数的ながらも、いかに相互に絡みあっていたか注目しなければならない。

d) 「国内問題としての靖国神社」

靖国神社をはじめ「2006年8月15日」という日に参拝した小泉首相の行動については、与党を組んでいる公明党の論評もふくめて、各野党はつぎのような批判を繰り出した。

「公明党広報局長：高木陽介（衆議院議員）」……第2次世界大戦に関連して「召集令状で（戦争に）行けと命じた指導者がいる。この指導者の責任は明確にしなければいけないし、日本としてしっかり総括すべきだ」と述べ、「政治として（戦争責任を）はっきりさせ、その（認識の）上に立って外交をやっていくべきだ」と強調した。首相の靖国神社参拝問題に関して、高木局長は「国益に反していることは事実」とした上で、「国益を第一に考える立場の人（首相）が、靖国参拝を続けるのはよくない」と述べた⁵¹⁾。

「民主党幹事長：鳩山由紀夫（衆議院議員）」……「小泉総理が、来月退陣するにもかかわらず、総理として再び靖国神社に参拝し、その責任、後始末を後に任せることは、真に立つ鳥、跡を濁す行為であり、無責任極まりなく、遺憾の一言に尽きる」。

「小泉総理の行動は、戦争により被害を受けた人々の心を踏みにじり、国益を大

50) <http://www.mainichi-msn.co.jp/today/news/20070329k0000m040107000c.html> 『毎日新聞』2007年3月29日朝刊。〔 〕内補足は筆者。原文（ ）内の読みかたは一部省略。

51) 『公明新聞』2006年8月15日参照。テレビ番組での見解。

きく損ねている」。「民主党は、党利党略を離れ、歴史を直視し、国益の観点から、総理の靖国参拝に反対をしてきた。民主党は、総理の本日の靖国神社参拝を大変に残念に思う」⁵²⁾。

「社会民主党党首：福島みずほ（参議院議員）」……「A級戦犯が合祀された靖国神社の参拝については、中国、韓国はもとよりアジア諸国の人々から厳しい批判の声が上がっている。そればかりでなく、戦後日本が国際社会に復帰するに当たって締結したサンフランシスコ平和条約に抵触し、他の締結国からも疑義と批判が出てくることを危惧するものである。社民党は、在任期間中、重ねてアジア諸国との信頼関係を損ねる行為を繰り返してきた小泉首相の責任を厳しく追及するものである」⁵³⁾。

「日本共産党幹部会委員長：志位和夫（衆議院議員）」……「靖国神社が、戦没者の純粋な追悼の場所ではなく、過去の侵略戦争を肯定・美化することを自らの使命としている組織であることは、現在では、内外で広く指摘されている事実である。国政の最高責任者の靖国参拝は、この神社の政治的立場を日本政府として公的に認知することであり、それは、日独伊の侵略戦争の反省の上にきずかれた今日の国際秩序に正面から背をむける重大な政治的行為にほかならない」⁵⁴⁾。

小泉首相の「8月15日」靖国神社参拝は、敗戦後61年も経過したこの国ではなお、「一定の決着」という意味でさえ「歴史認識の合意」にも到達していない段階であることを、鮮明にした⁵⁵⁾。こうした状況はまた、天皇家 - 天皇制を、21世紀においてどのようにとらえていくかという論点も提起した。

ある新聞の社説は、「6回におよんだ首相の靖国参拝は誤りだった。戦没者の追悼という大事な問題で国内に亀裂を生み、偏狭なナショナリズムを刺激し、外交を行き詰ませた」と⁵⁶⁾、小泉純一郎を批判した。ところが、天皇家にとっての「国内の亀裂」は早く、1978年10月17日のA級戦犯合祀をもって生起していた。それは、天皇家と靖国神社がわたのあいだに生じた神道的な精神事情の対立・葛藤であり、象徴的な出来事として記憶されるべき画期であった。

— 2001年12月23日、明仁天皇は68歳の誕生日を迎えて特別記者会見を開き、つぎのように述べた。

まず、「2002年の日韓ワールドカップ共同開催を契機に、両国民の理解と信頼感が深まることを願う」と述べたさい、とくに「古代日韓間における交流の事実、韓国との縁を強調していた」。具体的には、「桓武天皇の生母が百済の武寧王の子孫である」ことや「武

52) <http://www.dpj.or.jp/news/dpjnews.cgi?indication=dp&num=8899> 談話。2006年8月16日検索。

53) <http://www5.sdp.or.jp/central/timebeing06/danwa081502.html> 談話。2006年8月16日検索。

54) http://www.jcp.or.jp/seisaku/2006/060815_shii_danwa.html 2006年8月16日検索。

55) 『朝日新聞』2006年8月16日朝刊「「歴史」改めて論点に、閣内からも批判・注文」参照。

56) 『朝日新聞』2006年8月16日朝刊「社説」。

寧王の子である聖明王が仏教を日本に伝えた」ことなどに触れた。

さらに、『日本書紀』などには、日本と韓国との人々のあいだに昔から深い交流があった事実が詳述されており、要は、「韓国から日本へ移住したり招聘されたりした人々がさまざまな文化・技術を伝えた」という日韓関係の歴史を、話題にしたのである。

2002年日韓ワールドカップ開催を目前に控えた時期だったけれども、平成天皇のこうした「歴史的な発言」は、日本のマスコミには不評だったらしく大きくとりあげられなかった。ただ3か月経ったころ、Newsweek 誌（日本語版）2002年3月20日号が「天皇が結ぶ日韓の縁」という見出しを立てて、その話題をとりあげたに過ぎない⁵⁷⁾。その記事の内容は、「日本人はみな同質で、人種的にも混じり気がないという『自画像』を真っ向から打ち砕く」かのように、「日本人の3分の1から半分が、朝鮮人と血縁関係にあると指摘する学者もいる」と述べている⁵⁸⁾。

明仁天皇はあえて、「万世一系」「単一民族」の神話に浸っていた日本国民にはとても衝撃的な、そしてまた、「家父長的天皇制」を支持するはずの国粋主義集団には不満の大きい話題を、とりあげた〈節〉がある。なにせ、日本の皇室関係者が「韓国・朝鮮との縁」を公に認める発言をしたことは、いままでなかった。天皇家の人間たちは、「朝鮮人の血を引くなどという」「歴史的な真実」を想像すらしたくなかったのである。

近代日本の国家・社会的な支配・指導者階級層の人たちは、その思想の根柢を〈日本民族の血統的神話〉に求め、〈天皇家＝天皇制〉を拠りどころとして来た。したがって、〈天皇家〉に〈異民族の血〉を混えるなど有ってはならぬことであり、その藩屏たる自分のたちの階級にも肯定し得ぬことであった⁵⁹⁾。

川口和也『歴史教科書と靖国問題—日本・中国・韓国古代史ノート—』（批評社、2006年）は、桓武天皇の母が百済の武寧王の子孫であることは『新撰姓氏録』で確認できると指摘し、さらにこう述べる。平城天皇も百済系の女性を妻にし、嵯峨天皇も百済王氏の何人かの女性を妻にしている。仁明天皇も百済王氏の女性とのあいだに子をもうけている。百済系の女性は、天皇家と二重三重の婚姻関係をむすんでいた。倭国〔日本〕と百済はまさに、夫婦の関係になっていたのではないか。天皇のいところに百済王を名のる人物がいたことは、天皇家と百済との密接な関係が古くからつづいていたことをしめしている。「当時の〔朝鮮〕半島や〔日本〕列島」においては、「朝鮮人だ、日本人だと区別することが無理で不自然なことだ」⁶⁰⁾。

ちなみに森 達也は、明仁「天皇としてはとても強い決意と覚悟が必要だった発言のほずです。でもあっさりマスメディアからは黙殺された。右翼はこれこそ不敬だと怒らね

57) <http://home.att.ne.jp/apple/tamaco/2002/020509Newsweek320.html> 参照。2006年8月17日検索。『ニューズウィーク日本版』2002年3月20日号「天皇が結ぶ日韓の縁」18-23頁。

58) 『ニューズウィーク日本版』2002年3月20日号「天皇が結ぶ日韓の縁」21頁、22頁。

59) 山崎朋子「置き去られた日本女性たち（下）—〈内鮮結婚〉と〈大陸花嫁〉—」『世界』2007年4月、310頁。

60) 川口和也『歴史教科書と靖国問題—日本・中国・韓国古代史ノート—』批評社、2006年、64頁、66頁。〔 〕内補足は筆者。

ばならない」⁶¹⁾と、興味ある指摘をしている。

角田三郎『かみ・ほとけ・ひと』(オリジン, 1983年)は、天皇家の人びとも信心している、その「神道はどのような宗教であるか、日本人の伝統的な宗教的生活はどのようなものであったか」を主題にとりあげている。同書は、「仏・儒・道教が宗教とし教学の体系をもって先在し、それに触れたことの中で、ナチュリズム・アニミズムの段階にあった『草木みな、よくものいう』原始宗教が、神道としての自覚と体系を持ち得た」、「特に、神社という形を持ち得たのは、渡来者の文化のもたらしたものであろう」⁶²⁾ことを、研究した著作である。

「万世一系」は虚構にもとづく作り話である。天皇家の系図が連綿と血縁的につづいてきたわけではない。途中で傍系から養子をとってこいる。日本帝国が「歴代すべて天皇と称す」と決めたのは、1925年であった⁶³⁾。

明仁天皇の発言は、角田三郎の言及した〔以前は不適切に「帰化人」と称された〕「渡来者(渡来人)そのもの」と皇族との血縁関係に触れたのであるから、明治以来のアジア：朝鮮人蔑視の観念に囚われてきた日本人にとっては、「耳を塞ぎたく」なるような遠い昔の話でもあった。

角田『かみ・ほとけ・ひと』第7章「奈良・河内の旅」は、金 達寿『日本の中の朝鮮文化』全12巻(講談社, 1970年)の第3巻「近江・大和篇」に触れて、こういう話を紹介している⁶⁴⁾。

「日本の神社というのは、たいてい」「朝鮮から来た神様」なのであり、「朝鮮からは昔、神様がみなこの日本に来てしまったから」、「朝鮮人はみんなバカになってしまったんだよ」。「朝鮮から来た神様といっても、いまじゃみんなすっかり、日本の神様になってしまっているんだからね」、「日本に来た神様を今さら返せなんていわれてもそんなことできっこないよ」。

朝鮮人差別のことばも含むのだが、それでも、古代までの日朝関係における神社の歴史にさかのぼったこのような庶民感覚での伝承話は、専門領域の研究も裏づけているものである。日本に存在する〈なんとか神社〉系列には、その系譜をたどると朝鮮系に由来を発するものも多いのである。

あわせてここで、付言しておきたい歴史的な事実がある。明治以降の日本に敷かれた貴族階級の制度も、「公爵 - 侯爵 - 伯爵 - 子爵 - 男爵」という爵位階層を形成していた。日本が大韓帝国を植民地にしたあと、朝鮮の王 - 公族のうち王族に対しては「公爵」並みで待遇し、それ以外の朝鮮貴族に対しては「侯爵 - 伯爵 - 子爵 - 男爵」の爵位を与えていた。日本帝国主義時代の「皇室」は、朝鮮「王族」の存在をひとまず認めていたが、朝鮮王族

61) 斎藤貴男・森 達也『日本人と戦争責任』高文研, 2007年, 185頁。

62) 角田三郎『かみ・ほとけ・ひと』オリジン, 1983年, [はじめに] 3頁・5頁。

63) 『朝日新聞』2006年9月17日朝刊, 中島一仁「〈ことば談話室〉『天皇』のおくり名, 「○○院」とされた時代も」。

64) 角田『かみ・ほとけ・ひと』234頁。

の血筋を薄めるための処置もほどこしてきた⁶⁵⁾。

1945年12月15日、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件（昭和20年12月15日）」、いわゆる「神道指令」を、「最高司令官ニ代リテ 参謀副官陸軍大佐H・W・アレン」の名によって発した。「神道指令」のその最後部から直接引用する。

本指令中ニ用ヒラレテイル「軍国主義乃至過激ナル国家主義的イデオロギー」ナル語ハ、日本ノ支配ヲ以下ニ掲グル理由ノモノニ他国民乃至他民族ニ及ボサントスル日本ノ使命ヲ擁護シ或ハ正当化スル教へ、信仰、理論ヲ包含スルモノデアル

- (1) 日本ノ天皇ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他国ノ元首ニ優ルトスル主義
- (2) 日本ノ国民ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他国民ニ優ルトスル主義
- (3) 日本ノ諸島ハ神ニ起源ヲ発スルガ故ニ他国ニ優ルトスル主義
- (4) ソノ他日本国民ヲ欺キ侵略戦争ヘ駆リ出サシメ或ハ他国民ノ論争ノ解決ノ手段トシテ武力ノ行使ヲ謳歌セシメルニ至ラシメルガ如キ主義

「軍国主義・国家主義イデオロギー」とはこのように、天皇や日本国民、日本国土が他に比して優るとし、その結果「武力の行使を正当化する主義である」と規定されていた⁶⁶⁾。

さて、筆者は大胆に、こういう推測をおこなっている。

明仁天皇が2001年の自分の誕生日12月23日におこなったその記者会見のさい、「古代日韓間における交流の事実」や「日本と韓国との縁」を強調する話題は、21世紀に向かって日本の皇室がどのように生存・繁栄をしていくかという「皇室の将来戦略」を意識した準備ではなかったか。もしも、それが正鵠を射た説明であれば、「A級戦犯靖国合祀」問題にこだわるような皇族一家のとりあげかたは、時代後れの感を否めないことになる。日本社会はまだ、平成天皇のそうした企図を読みとれていない。

血統で伝承され、生涯現役を課せられた天皇と皇室は、常に国のかたちと国民のかたちとに、しっかり折り合いをつけ、大衆民主主義に対応しなければならない。

累代の天皇の系譜をひきながらも、大衆民主主義の下に生きる皇室としての役割を注意深く考え続ける天皇夫妻の存在感は、サイパン訪問〔2005年6月27日～28日〕で一段と高まった。唯一気がかりは、女性天皇論や女系天皇論かもしれない。だがこれも、大衆が皇室の存在意義を認める限り、いずれ着地点に達するだろう。いざとなれば「ブレ」と「フレ」を気にする天皇から、またサプライズ発言が飛び出すこともあろう⁶⁷⁾。

たとえば『論座』編集部編『リベラルからの反撃－アジア・靖国・9条－』（朝日新聞社、2006年）は、国民統合の象徴である明仁天皇が「アジアとの和解」に努力している、と好意的に評価するみかたをしめしている。靖国神社やその支持者が天皇の参拝再開を悲願としているにもかかわらず、A級戦犯が1978年10月17日に合祀されて以来、昭和天皇も平成

65) 小田部雄次『華族－近代日本貴族の虚像と実像－』中央公論新社、2006年、第3章「肥大化する華族－明治から大正へ－」3「朝鮮貴族たちの苦悩」159-182頁参照。

66) 百瀬 孝『事典 昭和戦後期の日本－占領と改革－』吉川弘文館、平成7年、80頁参照。

67) 御厨 貴『天皇と政治』藤原書店、2006年、262頁、264頁。〔 〕内補足は筆者。

天皇もこの神社にいていない⁶⁸⁾。

この2代の天皇たち自身が抱いてきた本当の気持、とくに明仁天皇のそれは、まだ十分に解明できない時点に置かれている。現状における天皇という存在は、憲法上定められた規定に関する事項に関しては、政府の検討・準備した決定・指示にしたがい行動しなければならない。しかし、それ以外に天皇とその家族たちがたずさわる「日本国・日本国民統合の象徴たる」「天皇家の公式行事」は、宮内庁の企画や計画によって幅広くなされており、天皇個人の発想にもとづく見解である前段の「アジアとの和解」のような発言も、独自になしうる裁量をもっている。

さらには、天皇家が神道信者からなる一家である、という宗教面の行事も数多く執りおこなってはいるが、これは「私家」に属するものとして、あまり関心をもたれていない。しかし、この私家における神道的な年間行事は、天皇家の根幹を形成する存在理由でもあるから、軽視できない対象である。

本稿を活字化するまでに披見しえた最新の論稿、保阪正康「父と子『宿命の相克』－皇太子が『天皇』を自覚する日－」(『月刊現代』2008年5月)は、こう語っている。

昭和天皇、今上天皇、そして皇太子と3人の「二十歳」とその時代背景を見つめると、あることに気づく。天皇は、「歴史」との折り合いをつけることを要求されるのだ。昭和天皇は、立憲君主制を身につけ、摂政宮の役を与えられた。今上天皇は敗戦のあとの占領から脱して、「平和日本」の役を担い、象徴天皇を自らに課すことになった。

現在の皇太子は、この社会の安定と成熟を代弁する形での役を担うと同時に、国際社会にどのような役を果たすかの問いを自らに発するような宿命をもたされた。こうして3人の「二十歳」は歴史と向きあい、歴史のなかで自らの存在を確かめなければならなかった。「天皇になる」との意識を強くもたなければならなかったのである。

天皇像はそれぞれの時代や社会を反映していると見るとき、私たちはそこから私たちの「文化」や「社会」、そして「伝統」を常に確認してゆく必要があるように思う⁶⁹⁾。

皇室関係者の今後にとっての、とくに明仁天皇の心中にある未来構想は、いまから30年以上もまえ、ねず・まさし『天皇と昭和史』(三一書房、1976年)が喝破していた、つぎの点ではなかったか。

天皇や支配階級が、天皇家の安泰を希望するならば、また保守派が政治や外交に天皇家を利用せず、新憲法を守り、国民の意志(国会内の多数党だけでなく)を尊重するならば、皇室が国民から怨嗟のまとなる恐れはないであろう⁷⁰⁾。

西川重則は、21世紀になって成立した「有事法制下の靖国神社問題とは、靖国神社問題の最終的な目標とされている明仁天皇の靖国神社公式参拝を始め、自衛隊、国賓などを含

68) 『論座』編集部編『リベラルからの反撃－アジア・靖国・9条－』朝日新聞社、2006年、203頁。

69) 保阪正康「父と子『宿命の相克』－皇太子が『天皇』を自覚する日－」『月刊現代』2008年5月、40頁、41頁。

70) ねず・まさし『天皇と昭和史 下』三一書房、1976年、397頁。

む参拝という容易ならぬ新たな展開が危ぶまれる問題である」⁷¹⁾と心配していた。

改めて、天皇とは、天皇制とは何なのかが問い直されねばならない。その際、考慮されるべきは、男系男子による皇位継承を規定した皇室典範も、万世一系の考え方も明治に始まっているということである。現在、今上天皇により執り行われている宮中祭祀の多くも明治に創始されたものである⁷²⁾。

葉室頼昭『神道と日本人』（春秋社、1999年）は、国家神道の創設が明治政府の大きな誤りだったと批判する。なぜなら、神道という宗教をしらずにキリスト教のように全知全能・オールマイティの神がいて、この世のなかのすべてを作られ、それにしたがわない者は罰を受けるという考えかたを、日本人はしていないからだという⁷³⁾。

葉室は、「日本人なら無条件に神道信仰である」という根拠薄弱な公式を大前提におき、明治期以来の国家神道を批判した。だが、戦前・戦中の政治体制はまさしく、その「生き神・天皇・国体」をささえるための国家神道的な宗教体制を絶対視し、「それにしたがわない者は罰を受けるという考えかた」を臣民に強いてきた。戦後においては、その国家神道が「天皇家神道の宗教的理念」に縮小・収納され、皇室空間内の神道信仰に変換・配置されて存続してきた。

神道宮司職の葉室頼昭は、旧大日本帝国憲法〔明治憲法〕から新日本国憲法への断続性にかかわる「神道の基本的な問題性」を解明できておらず、旧来の神社神道次元における単純素朴な宗教観を吐露するにとどまっていた。

敗戦後、日本の天皇家という王族〔皇族〕は廃止されずに温存された。もちろん、敗戦後の一定期間は、天皇家の人びとにとってたいそう辛い時期であった。それでも、ベニト・ムソリーニのファシズム台頭を許したとして、1946年にイタリアから国外追放されたサボイア旧王家に比較すれば、まだ運がよかった。ロシア革命後の1918年、革命軍により逮捕・銃殺されたロマノフ皇帝一家、第1次大戦後のドイツで廃止されたホーエンツォレルン家の例もある。

敗戦後、GHQによる日本統治支配の都合上、天皇家の近親者は皇族として生き残りを許され、占領政策のために利用もされた。国家神話的な神道信仰の基本理念、「古代的な信仰体系」をかかえこむ天皇家が、民主憲法の冒頭条文に残存・定置させられてきた。その結果、敗戦後日本のなかに民主主義の国家体制を定着・浸透させるうえで、一定の明確な限界を画することになった。

つまり、平和憲法は押しつけ憲法だから自主的に制定・公布しなすべきだとか、敗戦後60年以上も経過してきた憲法そのものが問題だとかという議論に欠けているのが、天皇制の存続問題である。天皇の地位は、憲法上の形式的な規定に即しつつも、国家元首の役割を実質的にはたしている。天皇はまた「天皇家の家長」であり、「私家」版の神社神道

71) 西川重則『天皇の神社「靖国」－有事法制下の靖国神社問題－増補版』梨の木舎、2000年、「増補版発行に当たって」ii頁。

72) 笠原英彦『明治天皇－苦悩する「理想的君主」－』中央公論新社、2006年、〔あとがき〕294頁。

73) 葉室頼昭『神道と日本人』春秋社、1999年、172頁。

を守護・祭祀する立場にもあるから、そこにはみすごせない重要な論点がある。

伊勢神宮〔「宗教法人神宮」〕は、天皇個人が自分の祖先神だと信じる「天照大神」を祭る社である。伊勢神宮は、靖国神社〔「宗教法人靖国神社」〕とは性格がちがいで、日本の神社神道の総本山である。

与党政治家の靖国神社参拝に反対している民主党代表〔当時〕菅直人は、2003年と2004年の正月、伊勢神宮に参拝している。2004年1月6日「菅直人代表／定例記者会見要旨」は、「昨年が続いて、伊勢神宮にお参りをさせていただきました」理由を、こう説明していた。

特にこの伊勢神宮というのは、ある意味では天皇家を祭っているわけでありませんが、2000年くらい前にできたとも言われております。最近、憲法の議論も盛んになっておりますけれども、聖徳太子が17条憲法というものを発表されたのが7世紀と聞いておりますけれども、その第一項目には、「和をもって尊しとする」という有名な第一条があるわけでありまして。

いろいろな意味に解釈される場所もありますが、イラクに対する自衛隊派遣を含めていろいろな議論が今年はあると思います。やはり日本という国が「和をもって尊しとする」という、そういった考え方を今から1600年くらい前にすでに一つの基本としてもっていたということを、私たちは大事にすることが必要ではないか、とこんなふうにも改めて思ったわけでもあります⁷⁴⁾。

2003年と2004年の正月に伊勢神宮を参拝した民主党代表菅直人は、2001年以降の小泉首相による靖国参拝に反対していた。しかし、伊勢神宮や熱田神宮の「三種の神器」は、天皇家の存在理由を宗教的に意義づける象徴だと信じられ、とくに昭和天皇はそう信心する者であった。つまり、日本成立の神話的始原を宗教的に形成する伊勢神宮に参拝していく菅の行為は、1975年以降はとりやめてはいるものの、天皇家の人びとが、靖国神社に参拝にいき戦争参加を督励してきた行為そのものを、間接的かつ側面的に支持したものだといえる。

自民党の総理大臣小泉純一郎の「靖国への参拝」はダメだが、民主党の代表菅直人の「伊勢への参拝」はかまわないという理屈に、もとより矛盾はないのか。伊勢参拝は、靖国参拝に直接していく宗教的行為を意味する。伊勢神宮を参拝する菅直人が小泉純一郎の靖国参拝を批判する発想じたいにも、そもそも矛盾があるのである。筆者はそのように「言挙げしない」わけにはいかない。菅がこういう解釈にどのように反論するのか、ぜひとも聞いてみたい争点である。

小泉首相による靖国参拝に対しては、「伊勢神宮にお詣りしても何も言われないのに、なぜ靖国はいけないの？」という素朴で無知な愚問が、一介の庶民ではなく、責任ある一国の最高指導者から発せられていることに慄然とした、という批判もある⁷⁵⁾。

歴代の天皇のうち、「第1代神武天皇から第14代仲哀天皇までは実在の確認できない天

74) <http://www.eda-jp.com/dpj/kan/040106.html> 2006年9月5日検索。

75) 小島 毅『近代日本の陽明学』講談社、2006年、212頁。

皇であり、したがって『神話時代の天皇』とした⁷⁶⁾専門家の見解などとは無縁に、靖国神社にいく小泉首相の向こうを張るかのようにして、菅直人が伊勢神宮に参拝したことは、「日本の民主主義」の水準・状態を高める行為とも思えない。日本人 - 日本民族の1人として伊勢神宮にお参りにいく行為が、政治家の思想・立場に基本的にかかわる「政教分離の原則」の問題を惹起させないかと、ここで「言挙げしない」わけにはいかない。「和をもって尊しとする」というその日本的な精神を、それこそ、いかように尊べばよいのかという論点も示唆される。

文部省編纂の『国体の本義』(1937)は、近代の虚構された〈古層〉像をもっとも見事に描き出した頂点ともいべき成果であるが、ここでは「和」の精神のもとに、神と人、人と自然、国民同士がすべて調和した日本の国体を理想化し、それを世界に広めることが日本人の使命であるとしている。ここでは、国家自体を「一大家族国家」として家族に喩え、もっとも身近な家族と疑似家族として国家を結びつけることで、民衆の生活感情を国家的に吸い上げるといふ日本ファシズムの巧みな構造が示されている。仏教などの宗教もまた、その中に位置づけを与えられ、大きな抵抗感もなく統合されていった⁷⁷⁾。

明治以来の国家神道とくに靖国神社は、非宗教的施設とみなされると同時に、そのほか宗教諸派に対して圧倒的な高みに立っていった。戦前 - 戦中期、宗教政策的に国家の庇護を受けてきた靖国神社を「非宗教的な宗教」的施設とみなす立場は、「言挙げしない」では済まされないものである。日本人 - 日本民族のとるべき態度が「和をもって尊しとする」ものだとしても、政治の世界で「言挙げしない」ままでの「靖国の問題」に留まるのであれば、学問の世界から「言挙げしない」でおく理由はない。

e) 「天皇制と陵墓問題」

石部正志・藤田友治・古田武彦編著『天皇陵を発掘せよ - 大古墳の研究はなぜ必要か -』(三一書房, 1993年)は、天皇陵の考古学的解明のために、こう「言挙げ」している。

「最近の伽耶の王陵級古墳の調査発掘からは韓国古代史の解明に決定的と思われる資料がはからずも提供されることになった」。

「百済の武寧王陵の発掘も貴重な知見を得ることができた」。

「武寧王陵の発掘が韓・日両国の古代史究明に寄与した」。

「筆者は古代の天皇陵を掘れば必ず真実は明らかになると信じている」。

「古代の真実を知り、天皇家がどこからきたかを知るために道理のある方法を言っているだけである」。

「期待し難い文献の出現を俟つよりは、地下に眠っている遺物をして真実を語らしめるべきである。古墳は地下の正倉院である」。

「これこそ、真実を愛する正常な日本人の健全な良識である。このような科学的な道

76) 笠原英彦『歴代天皇総覧 - 皇位はどう継続されたか -』中央公論新社, 2001年, はじめに vii頁。

77) 末木文美土『日本宗教史』岩波書店, 2006年, 210-211頁。

への努力を怠ることは、古代の真実に対してあくまで目を塞ぐ非科学的な態度と言わねばならない」⁷⁸⁾。

最近作、外池 昇『天皇陵墓－聖域か文化財か－』（新人物往来社、2007年）は、日本の「多くの巨大古墳が宮内庁によって陵墓として管理されていることは、とても大きな損失である。これは、学界にとって損失であるというにとどまらない。広く社会一般にとっての損失である。この国がどのようにして成立しどのような発展を遂げてきたか。その礎を知ることが社会一般の関心事でなかろうわけがない」⁷⁹⁾と、宮内庁の陵墓管理体制の姿勢をきびしく批判している。

「天皇家の私有物」とされている日本の陵墓は、伊勢神宮や熱田神宮、靖国神社という国家的神道の宗教施設とは一線を画して、学問研究の客観的な対象にされねばならない古代建造物である。しかし、宮内庁は最近まで、上記の神宮や神社とは歴史的な源泉も政治的な性格も根本的に異なるはずの陵墓を、学術的に発掘・調査の対象にすることをかたくなに拒んできた。

ただし、2008年1月17日宮内庁が、歴代天皇や皇族の埋葬地「陵墓」のうち、奈良市の神功皇后陵（五社神古墳）への立ち入り調査〔それも1段目の平らな場所までだが〕を許可したことを記しておく⁸⁰⁾。この調査は同年2月22日におこなわれた。当日立ち入りを許可された研究者16名のなかには、「認められた平坦面からさらに下へおりてみる研究者もいた」と報道されている⁸¹⁾。

ここではさらに、外池の批判をくわしく聞く価値がある。

イ) たとえば、宮内庁によって決定された陵墓の被葬者はまちがっていると、百人の研究者が百人とも断ずるばあいでも、宮内庁はけっして、その被葬者をあらためることはない。このような宮内庁による陵墓管理は、どのような経緯をたどって、今日にいたったのか⁸²⁾。

ロ) 神武天皇陵は明治期以降も拡張・整備を繰り返してきた。まさに神武天皇陵は、天皇を中心とする国家体制にとってもっとも重要な天皇陵であった。神武天皇は、21世紀のいまなお、われわれの生活と大きなかわりをもっている。紀元前660年を起点とする神武紀元をそのまま計算すれば、紀元二千七百年は西暦2040年である。「日本国憲法」が規定する象徴天皇制のもと、いったい誰がどのようにして、この紀元二千七百年を祝おうというのか。それとも誰も関心をしめさないのであろうか⁸³⁾。

「創り出された人物の創り出された陵。これが神武天皇陵をめぐる問題の本質である。天皇陵一般に問題を拡げてみても、通じる部分は極めて多い」。

78) 石部正志・藤田友治・古田武彦編著『天皇陵を発掘せよ－大古墳の研究はなぜ必要か－』三一書房、1993年263頁、264頁。

79) 外池 昇『天皇陵墓－聖域か文化財か－』新人物往来社、2007年、〔まえがき〕2頁。

80) 『朝日新聞』2008年1月18日夕刊。

81) 『朝日新聞』2008年2月23日朝刊。

82) 外池『天皇陵墓』25頁、26頁。

83) 同書、46頁、58頁。

「考えれば考えるほど、この国において、古墳を天皇陵として管理し、しかもそれを天皇による祭祀の体系のなかに組み込むということなど果たして可能なのか、という感想を持たざるを得ない」⁸⁴⁾。

1) 明治天皇陵は法的根拠をまったく欠くまま、超法規的に造営されてきた。しかも、葬儀や陵の造営の日限に制約があるのは当然であり、どのように明治天皇の葬儀を執りおこなうか、また明治天皇陵をどのように造営するかということは、相当の難問であったと思われる⁸⁵⁾。

2) 昭和10年6月、宮内大臣の諮問機関として臨時陵墓調査委員会が組織され、長慶天皇陵を探すという主要目的が課せられた。昭和17年12月、その陵墓参考地に慶寿院址を挙げ、下嵯峨陵墓参考地と名づけた。昭和19年2月、この慶寿院址を正式に長慶天皇陵とする決定をみた。第2次世界大戦のさなかにあつて、5百年以上も以前の天皇陵の決定などと、なんとのおん気なことをとも思うが、これをもふくめて天皇制国家というべきである⁸⁶⁾。

3) 要は、天皇による祭祀とはどのようなものか。天皇は陵墓に対してなにを祈るのか。陵墓参考地には誰が葬られているかわからない。そのような陵墓参考地が、はたして祭祀の対象となりうるのか。ふつうに考えれば、誰が葬られているかわからないとされる以上、天皇による祭祀などありえない。東京招魂社の後身である靖国神社の性格は、このうえなく明確である⁸⁷⁾。

以上 1) から 3) の指摘は、宮内庁が絶えず恐怖、忌避してきた諸論点である。つまり、宮内庁が主管してきた「陵墓管理における秩序破壊」を意味する。それらはまた、明治中期以降、国家的な宗教施設に位置づけるべく創造してきた靖国神社の「正統性」および「その意義」を、根幹より揺るがすほかない中身だからである。

「帝国日本の各時代」において、軍事「空間的に精神支配をもくろんできた靖国神社」と「歴史的な建造物である数多くの陵墓」とは、直接的に特別な相関の関係をしめしうる内実をもたなかった。歴史的考証によってその根拠を提示できないゆえ、もとより無理難題でありつづけた。宮内庁が、天皇家の陵墓だと主張してきた多くの古墳を、学術研究の対象として公開できなかった理由は、単純かつ明快である。

しかし、「欠史八代」〔第1代神武天皇から第8代孝元天皇〕という架空の系譜もふくめて、歴代天皇の御名を「神道宗教上の楔」として靖国の空間に向けて打ちこんでおきたい「過去における日本帝国」ならびに「現在の日本国」は、陵墓の古代史的な真実を白日のもとに晒す作業を忌み嫌ってきたのである。

それでもともかく、外池 昇『天皇陵墓－聖域か文化財か－』は、第6章「聖域か文化財か」で、「今日陵墓とされている古墳が宮内庁の管理のもとにある以上、宮内庁は国の機関のひとつであることを証として」、「学術的な営みと祭祀とは必ずや両立できる筈で

84) 同書、76頁、85頁。

85) 同書、103頁。

86) 同書、123頁、125頁、126頁、127頁。

87) 同書、154頁、181頁、164頁。

あるし、両立させなくてはならない」と主張している⁸⁸⁾。

筆者はこう考える。問題は宮内庁においてその「両立を覚悟する気持」があるかどうかである。この両立が成立するときはまさしく、「両立が両立ではなくなる」というパラドックスが待ちかまえている。

㏽) 「天皇の祖先は天照大神である」という天皇家の信仰は、「現御神・現人神」がすなわち天皇であるという神話＝「理屈抜きの観念」である。その観念の世界のなかに「欠史八代」からつづく「近現代までの天皇の系譜」をまぜこむ虚構によって、靖国信仰を絶対化させる価値前提が形成されてきたのである。

【未完、次号に続く】

88) 同書，259頁。